



児童委員、主任児童委員

活動事例集



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会

目次

児童委員、主任児童委員 活動事例集

はじめに	1
------------	---

I 子どもを取り巻く状況と4つの重点項目 からなる活動方策

1 子ども・子育てをめぐる課題と児童委員に求められる役割	2
2 「全国児童委員活動強化推進方策 2017 ～子どもたちの笑顔と未来のために～」の概要	4

II 実践事例から学ぶ

事例① 子どもとの信頼関係をベースにした関係機関との 支援体制づくり（新潟市江南区）	6
事例② 「あいさつ運動」を通じた学校との信頼関係の構築（岡山県津山市）	8
事例③ 主任児童委員を通じた児童委員活動の学校との情報共有 （福井県南越前町）	10
事例④ 「春日校区歩く子ども 110 番」～今日も子どもたち と歩いています～（熊本市西区）	12
事例⑤ 小学校を拠点にスタートした子ども食堂「ぬのしだランチ」 の取り組み（高知県高知市）	14
事例⑥ みんなで乗り越えた！「あそびの広場」～コロナ禍での活動 を継続するために～（北海道江別市）	16
事例⑦ 学習支援事業「寺子屋しんづ」の取り組み（浜松市南区）	18
事例⑧ いきいきふれあいキャンプの取り組み～父子家庭のふれあい の場づくりのお手伝い～（京都府）	20
事例⑨ 地域を知り、地域を愛する子どもを育む（和歌山県和歌山市）	22
事例⑩ 2 地区合同で実施する主任児童委員の定例会の開催による 委員活動の連携強化（茨城県坂東市）	24

III 資料編

1 児童福祉法（抜粋）	26
2 児童委員の活動要領	27
3 児童委員、主任児童委員の活動の推進について	30
4 全民児連『民生委員制度創設 100 周年活動強化方策』の概要	31
5 全民児連『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と 課題に関する調査研究報告書』における 10 の提言	31

現在、わが国の出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化、多様化しています。児童虐待の課題は深刻で、令和3（2021）年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）は、20万7,659件で過去最多を更新し続けています。さらに、令和元（2019）年末以降、新型コロナウイルス感染対策による人と人とのつながりの減少による状況の悪化も懸念されるところです。

本年4月からは、こどもまんなか社会の実現をめざす新たな司令塔として、こども家庭庁が設置され、児童委員制度を規定する児童福祉法が厚生労働省からこども家庭庁に移管されます。国の所管は変わりますが、子どもをめぐる課題への対応については、家庭状況を総合的に把握し、課題に応じて必要な支援を総合的、包括的に行うことが重要になります。また、令和6（2024）年には主任児童委員制度の創設30周年という節目を迎えます。こうしたなか、私たち民生委員・児童委員、主任児童委員は、時代の要請に応え、これまで以上に、子どもたちの「身近なおとな」として寄り添い、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、子どもや子育て家庭の支援に取り組むことが期待されています。

全民児連は平成29（2017）年に『児童委員制度創設70周年 全国児童委員活動強化推進方策2017』を策定しました。方策では、今後の委員活動に期待されることとして、4つの重点項目を挙げています。子ども・子育てをめぐる課題に対応していくために4つの重点項目を意識した取り組みを全国各地で行っていただくことが重要です。そこで、本書は、子ども・子育てをめぐる課題と児童委員に求められる役割の解説とともに、4つの重点項目に基づく児童委員と主任児童委員が連携した各地のさまざまな取り組みを掲載し、事例集としてとりまとめました。すべての民生委員・児童委員、主任児童委員にとって、委員活動のさらなる推進や、わがまちならではの取り組みを考える一助になれば幸いです。

終わりに、本書の作成にあたり、大変お忙しいなかご執筆をいただきました明治学院大学の松原康雄名誉教授、実践事例をご提供いただいた民児協関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

全国民生委員児童委員連合会

会長 得能金市

I

子どもを取り巻く状況と4つの重点項目からなる活動方策

I-1 子ども・子育てをめぐる課題と児童委員に求められる役割

明治学院大学 名誉教授 松原 康雄 氏

1 | はじめに

全国民生委員児童委員連合会は平成29(2017)年12月に児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策を策定しています。本年度はこの方策で決定した取り組み期間10年の中間年になります。この事例集は、これまでの取り組みを振り返り、各民生委員児童委員協議会(以下、民児協)の新たな活動を検討したり、いままでの活動を点検し改善点を検討したりするうえで参考となる事例を収集し、作成されました。

どのような地域、時代であれ、子どもの育ちや、豊かな子育ては、子どもだけ・家族だけでは実現されません。子どもや子育て家庭を見守り、共に考え、応援する仲間や地域住民、関係機関・施設・団体の存在があってこそ、子どもの育ちや養育が可能となります。子どもや家族は多様な個性や生活状況を有しています。子どもや家族の多様性を認め、主体的権利を尊重し、意見表明をうながし、それを地域のなかで活かしていくことを前提に、擁護すべき権利も明らかになります。子どもや子育て家庭の「力」を信頼することが諸活動の基盤となります。

子どもの育ちをめぐることは、現代社会のなかであって少子化が進行し、虐待や不登校、いじめなどさまざまな課題の存在が顕著になっています。もちろん、これらの課題の解決には専門機関・専門職の働きが不可欠です。同時に、諸課題に対する地域住民の理解と関心、多様性の承認と主体性の尊重も必須です。この理解と承認は、子どもや子育て家庭と地域住民の交流から醸成されるものといえるでしょう。この交流の要となることも民生委員・児童委員の役割として期待されています。

2 | 事例からの学び

地域が多様であると同様に、各民児協も多様です。本事例集でも多様な活動が掲載されています。これらの事例について「すばらしい活動だけど自分たちにはできない」と「読み物」として扱うのではなく、次のような観点で学びを深めていただければ効果的であると考えます。

活動の契機： 独自企画であったか、協力要請だったか、前者の場合は中軸には誰がいたか、後者の場合には日ごろの関係機関との連携内容や実績

継続の要件： 活動を継続するにあたって連携した機関や施設、民児協内の体制

活動の効果： 地域の子どもや子育て家庭、課題を抱える親子の変化

もちろん、紙幅の関係ですべてが記載されているわけではないですが、事例検討の際の項目としては重要かと思います。活動を新たに開始するうえで地域や関係機関の民児協への信頼が必須であ

ることは事例から学びとることができるはずです。活動の継続も同様であり、周囲の信頼を背景に仲間を増やしていくことも要件のひとつとなっているはずです。活動のたちあげや継続には、民生委員・児童委員としての日常活動のなかで地域に多種多様なネットワークに参画しているという状況があると思います。児童委員としての信頼だけではなく、民生委員としての信頼を地域のなかでかちえていることが必要です。

3 | 民生委員活動と児童委員活動

民生委員・児童委員として地域住民の生活を「横串を通す観点」からの活動で見えてくる新たな課題もあります。「縦割り」視点ではなく生活者視点で地域の課題を見だし、それらに取り組むことで、民生委員・児童委員を「なんでも相談できる」人として地域住民に認識してもらうことが可能となり、多様な相談のなかで子ども・子育てにかかわる課題も把握できるという流れが形成されるでしょう。民生委員が児童委員を兼ねる意義がここにあります。

主任児童委員は、平成6（1994）年に児童委員活動への期待が高まる一方で、高齢化社会への諸施策からも参加協力要請が高まるなかで、児童委員活動の強化を目的として、民生委員・児童委員として委嘱される者のなかから指名され、担当区域はもたず、民児協内部で児童家庭福祉分野を中心に活動する位置づけで創設されました。したがって「子ども・子育て支援に関する取り組みは主任児童委員の役割で、民生委員・児童委員は他の活動を担う」という位置づけは、当初のそして平成13（2001）年の児童福祉法上への法定化の意図とは異なるものとなってしまいます。

また、主任児童委員まかせにすることは、一時的には活発な活動が展開されていても、中長期的には民児協のポテンシャルティを低下させることになり、やがて民生委員・児童委員や主任児童委員が交代していくなかで、初期の「熱意」に満ちた活動はマンネリ化していくことになります。民児協として主任児童委員を水先案内人としながら、全員で活動にかかわり、周囲の仲間を増やしていくことで、新たな活動も展開されていきます。

4 | 子ども・子育てをめぐる課題と児童委員に求められる役割

本事例集をみても、子ども・子育てをめぐる課題は、子どもや子育て全般を支えるための課題から、専門的な対応を必要とする課題など、多様であることがわかります。方策でかけられた「児童委員活動の重点」をふまえて、児童委員（主任児童委員を含む）に求められる役割を整理しておきたいと思います。ここまで述べてきたように子ども・子育て家庭全体（横串的視点）で把握し、支援を展開していくこと、自分たちだけではなく、地域住民や関係機関・団体・施設を巻き込み、子ども・子育て家庭の応援団を形成すること、そのためにも民児協自体が子ども・子育て支援に取り組む体制を構築しておくことが必要となります。地域で共に育ち合うネットワークを形成し、機能させ、関係機関等と当事者を結びつける「結節点」（ハブ）として活動することは、子どもにとって育ちやすい地域、子育てしやすい地域の実現につながるでしょう。

令和5（2023）年4月にはこども家庭庁が創設されます。国としての子ども・子育て支援の総合的取り組みも強化されていくでしょう。この取り組みを支え、実体化させるためには地域での取り組みが必須です。子どもの意見表明実現と尊重には、子どもが信頼できる「大人」が必要です。共に行う活動のなかで、子どもや子育て家庭の声に耳を傾けていくことが求められています。

I-2 「全国児童委員活動強化推進方策 2017 ～子どもたちの笑顔と未来のために～」の概要

全民児連では、昭和 42（1967）年の民生委員制度創設 50 周年以降、10 年ごとに、向こう 10 年間の活動の方向性や重点を示す「活動強化方策」を策定しています。そして、制度創設 100 周年にあたる平成 29（2017）年、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」（以下、「100 周年方策」）を策定しました。

「100 周年方策」においては、今後の活動の重点 3 項目の具体的な取り組みのなかで、「子育てを応援する地域づくりの推進」についても盛り込み、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げ、地域づくりの推進とともに、民生委員・児童委員が子どもにとって「身近なおとな」となることを提唱しています（Ⅲ 資料編 31 頁参照）。

そこで、「100 周年方策」を補完し、児童委員活動をより積極的に進めていくために、「全国児童委員活動強化推進方策 2017 ～子どもたちの笑顔と未来のために～」（以下、「本方策」）を策定しました。

とくに本方策のなかでは、これからの児童委員活動の重点として、「①子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる」、「②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める」、「③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」、「④児童委員制度やその活動への理解の促進」の 4 項目を掲げています。

本方策の取り組み期間は、「100 周年方策」と整合させ、平成 29（2017）年 12 月～令和 9（2027）年 11 月の 10 年間となっており、本方策の推進にあたっては、地域の実情をふまえた取り組みが期待されています。

これからの児童委員活動の重点

(1) これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

- ・今後期待されることとして、①家庭全体を視野に入れた支援、②継続的な見守り、③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく、④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進、⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としての PR、の 5 点が挙げられます。

(2) 今後の児童委員活動の重点

重点 1 | 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」

として、身近な存在となる。

<考えられる取り組み例>

- ・登下校時の見守りや声かけ運動等による子どもたちとの関係構築。
- ・子育てサロン等の開催や情報提供により、子育て家庭の孤立防止を進める。

重点2 | 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行うことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

<考えられる取り組み例>

- ・居場所づくりや地域行事等を通じて、子どもと地域の大人の関係づくりを進める。
- ・福祉施設を会場とした子ども食堂の開催等、社会福祉法人との連携強化。

重点3 | 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- ・日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

<考えられる取り組み例>

- ・赤ちゃん訪問や乳幼児健診への協力等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげる。
- ・学校との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有と役割分担を行う。

重点4 | 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- ・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

<考えられる取り組み例>

- ・定例会における児童分野に関する議題の必須化や研修を通じた委員の意識啓発。
- ・活動強化週間や行事等を通じた地域住民や関係者への活動のPR。

II 実践事例から学ぶ

事例

1

新潟市

子どもとの信頼関係をベースにした 関係機関との支援体制づくり

方策にて
該当する
重点項目

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

1. 地域について

新潟市江南区

新潟市江南区亀田東地区
民生委員児童委員協議会

地域
概況

江南区(新潟市)の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数)…………… 68,765人(28,326世帯)

生活保護受給世帯数…………… 545世帯

高齢者数…………… 20,618人

児童数(15歳未満)…………… 8,667人

江南区亀田東地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数)…………… 18人(19人)

うち主任児童委員現員数(定数)…………… 2人(2人)

地域の特徴

亀田東地区民児協がある江南区は、新潟市のほぼ中央に位置し、広大な田園が広がるとともに、北陸道・磐越道などの高速道路と、JR信越本線が交わる交通の要衝でもある。

その利便性を活かし、工業団地や大規模商業施設も兼ね備えた、緑と賑わいが調和した地域である。江南区においても、少子高齢化が急速に進んでおり、高齢者世帯や子育て世帯への対応等、民生委員・児童委員(以下、児童委員)の活動が多岐にわたっているのが現状であるが、関係機関と連携を取りながら力を合わせて日々の活動に取り組んでいる。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

平成29(2017)年3月頃より、ネグレクト・心理的虐待として行政より紹介され、ある子育て世帯の見守りを開始することになりました。家庭状況は、父母・長男・次男の4人家族です(長男・次男共に障がいの特性有り)。

平成26(2014)年より、父母の金銭的トラブル等で、子どもたちの前で夫婦喧嘩が絶えず、暴言が飛び交い、ときにはハサミ等で傷つけあうこともあったとのこと。子どもたちに対して「死ね、出て行け」などの暴言もありました。

平成29(2017)年4月、長男が小学校1年生になった時、私たち児童委員が登下校の

見守りをしていると、地域住民から「心配な子がいる」との長男に関する情報があり、接触し支援することになりました。

取り組みの内容

長男については、通学路での大人に対しての暴言や、危険な行為が見えてきました。普段家では次男ばかり可愛がられ、長男は話を聞いてくれる人がいないとのことで、精神的なストレスで外に出ると暴れてしまう傾向がありました。

登校時に通学路で待ち、声をかけ一緒に登校することにしました。長男は、「民生委員」という言葉も知らないので、地域の「おばさん」として慕ってくれるようになり、しばらく支援活動は続きました。きっとこの頃より以前に弟の日常の世話と、両親への機嫌取りなどヤングケアラーとして、生活していたのではないかと思います。

長男が2年生、次男が1年生となり、2人で登校するようになると、喧嘩をしながらの登校が目立つようになり、主任児童委員2人で、1人ずつ対応できる体制づくりを取り、支援することになりました。地域の児童委員には、顔を覚えてもらうため通学路で声かけをしてもらうようにしました。兄弟は、主任児童委員に好意を寄せてくれ、家での出来事などを話してくれるようになり「毎日、パパとママが喧嘩している。お金がない。もうパパとママの子どもでいるのは嫌だ。やめたい」といったことを、こぼすようになりました。兄弟の状況については、学校をはじめ関係機関に報告しました。その後も登校支援を続けていましたが、家庭での状況が改善することもなく、ある時長男が万引きをすると、それを機に兄弟は、児童相談所に一時保護されました。以前にも一時保護されていたこともわかりました。長男は、万引きをすれば児童相談所に行けると思ったそうです。

約2カ月間の児童相談所の生活を経て帰宅した後、兄弟の登校渋りが始まりました。母の児童相談所や学校への不信感と重なり、しばらく不登校が続き、関係機関でケース会議が開催され、支援の役割分担を確認し、この家族を支援することになりました。主任児童委員は、直接接触できるように学校や行政から、父母に取りつないでもらうことになりました。具体的には、母親へは、兄弟が主任児童委員に信頼を寄せているので登校支援がいつでもできること、父親へは、兄弟の登校支援と母親に対する不満などを聞くことが主任児童委員としての役割です。

兄弟と主任児童委員の関係性ができているため、快く連絡先を交換することができました。

取り組みの効果

行政・学校など関係機関から、この家庭と接触できるまでつないでもらい信頼関係ができ、父母への連絡や子どもとの連絡が取れるようになり、現在、主任児童委員だけが兄弟と連絡が取れるようになっています。

複雑な課題を抱える家庭、父母への支援、子どもへの日常生活・学習支援などを弁護士、基幹相談支援センター、教育委員会、学校、児童相談所、行政、主任児童委員などのさまざまな方面から支援できるように、各関係機関の役割分担を確認することができました。

今後の展望

現在、定期的に主任児童委員が連絡をとり訪問していますが、登校までに至っていません。

新学期には、兄弟が自主的に登校ができるようになり、遅れている学習を少しずつ取り戻し学校生活を楽しめるように、とくに兄には、ヤングケアラー的な日常生活から抜け出せるように、支援・応援できる体制を関係機関で連携を取りながら、活動を続けていきたいと思っています。

事例

2

岡山県

「あいさつ運動」を通じた学校との信頼関係の構築

方策にて
該当する
重点項目

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

1. 地域について

岡山県津山市

津山市民生児童委員連合協議会

地域
概況

津山市の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数).....	98,185人(45,588世帯)
生活保護受給世帯数.....	626世帯
高齢者数.....	30,715人
児童数(15歳未満).....	12,286人

津山市の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	284人(285人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	27人(27人)

地域の特徴

津山市は岡山県北部に位置し、都市部と農村部が混在した人口面と経済面における県北最大の都市である。

市内に地区民児協が14団体あり、それを取りまとめる組織が「津山市民生児童委員連合協議会」(市民児協)である。市民児協では、地区民児協の情報共有を図るため毎月1回の定例会を開催し、それを受けて、14地区民児協は毎月1回、主任児童委員部会は2ヶ月に1回定例会を行っている。また、市民児協は令和元年の一斉改選時に、全民児連・県民児協に準じて「総務委員会」「地域福祉委員会」「児童福祉委員会」を新たに設け、委員会それぞれで調査・研究等の活動を行っている。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

津山市民児協では、平成25(2013)年から、市内の小中学校で「朝のあいさつ運動」を展開しています。

この「あいさつ運動」に取り組んだきっかけは、以下の児童委員としての思いや願い、そして学校からの要望が背景となってスタートした経緯があります。

<児童委員としての思いや願い>

- ①「あいさつ運動」を通して子どもたちの様子を知り、顔なじみになることによって学校との信頼関係を築きたい
- ②地域のおじさん・おばさんとして、子どもたちとお互いに笑顔と元気をもらいたい
- ③児童委員が学校を訪問することへの抵抗感をなくしたい

<学校からの要望>

④落ち着いて教育活動ができていないので児童委員の力を貸してほしい

上記4点は、どの地区民児協でもすぐに実施できることをポイントに、市民児協の「あいさつ運動」として市内全体で展開することを決定しました。

取り組みの内容

児童委員は、すべての子どもたちの登校前から登校が終わるまでの間、校門前に立ち、笑顔で「おはようございます。今日もしっかり頑張っておいで」と呼びかけました。

最初は月に1回くらいのペースでしたが、担当する地区に複数の学校が存在する地区民児協では「第1月曜日は〇〇小学校、第2月曜日は〇〇小学校、第3月曜日は〇〇中学校」というように輪番で継続的かつ定期的に「あいさつ運動」に取り組むところも見られるようになりました。

また、行政・教育委員会・警察などと連携し、5月12日の「民生委員の日」と11月の「児童虐待防止月間」は、市内の全地区民児協が一斉に「あいさつ運動」に取り組んでいます。こうした津山市での取り組みが県知事を動かし、現在、県下一斉の「あいさつ運動」へと発展しました。

取り組みの効果

「あいさつ運動」に取り組んだことによる最も大きな成果は、児童委員が校長をはじめ教職員とも顔なじみとなり、学校との距離も縮まり、しだいに信頼関係を構築していくことができたことです。

「あいさつ運動」を進めながら構築できた信頼関係をより深め、学校の様子や課題を把握するために市内全27小学校を対象にアンケートを実施しました。アンケートの質問は次の5つです。

- ①学校として力を入れ取り組んでいること
- ②学校で抱える課題・解決困難な事例
- ③課題のうち児童の貧困に関すること
- ④地域との連携について
- ⑤民生児童委員に望むこと

27校すべての学校から回答が得られたこと自体が、学校がこの運動に対する関心の高さを表しており、「あいさつ運動」の効果だと考えています。このアンケートの回答をもとに、各地区民児協では授業参観後、校長・教頭・生徒指導担当等との意見交換会へと発展していきました。意見交換会を設けて学校が抱えるさまざまな課題を共有できたことは「あいさつ運動」を通しての信頼関係の賜物だと考えています。

信頼関係を構築することで、情報を得るための敷居が低くなり課題のある子どもが見つかった際は、より円滑に関係機関につなげやすくなっていると感じます。

また、児童委員の間でも子どもへの関心度合いは、人それぞれ異なりましたが、「あいさつ運動」への参加を通じて、関心の高まりも実感するようになりました。

今後の展望

今後は市民児協として「あいさつ運動」の実施を定例化して、笑顔で「あいさつ運動」を継続していきながら、学校との課題を共有する場として意見交換会を実施し、相互の連携をより深めていく予定です。また、小学校で取り組んでいるアンケートや意見交換会については、中学校にも拡げていきたいと考えています。



小学校との意見交換会

事例

3

福井県

主任児童委員を通じた児童委員活動の学校との情報共有

方策にて該当する重点項目

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

1. 地域について

福井県南越前町

南越前町民生委員児童委員協議会

地域概況

南越前町の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数).....	9,889人(3,377世帯)
生活保護受給世帯数.....	16世帯
高齢者数.....	3,731人
児童数(15歳未満).....	1,106人

南越前町の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	53人(53人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	3人(3人)

地域の特徴

山海里(さんかいり)と自然豊かで北国街道や北前船の寄港地として繁栄してきた歴史遺産の多い町。近年は過疎化が進み高齢化率も高くなってきており、令和4(2022)年8月の豪雨災害がさらなる過疎化に拍車をかける懸念がある。

他の地域に比べると3世代同居や、同一敷地内での2世帯住宅が多い。また、低年齢から認定こども園や保育所等に預けながら共働きしている世帯も少なくない。少子化が進み、小中学生がいない地域もある。

令和4年4月には町内3校の中学校が統合され1校になると、人とのかかわりが多くなり、部活などの選択も増えた。民児協としては、環境が変わり多感な生徒たちの変化をできるだけ見逃さないよう学校と地域とで見守りたいと思っている。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

平成16(2004)年に「わがまちならでは」の活動として、登校の見守り・学校訪問をすることにしました。月1回の定例会の日の朝は、すべての民生委員・児童委員(以下、児童委員)が小中学校の付近であいさつ、声かけをしています。そして毎日担当地区での朝のあいさつ、声かけを続けており、それぞれの児童委員が地域密着型による登校時の見守りを行っています。

最近、毎朝子どもたちの様子を見ていて、児童委員が不安を感じたことがあると、主任児童委員に報告がきます。主任児童委員は学校での様子を確かめます。

取り組みの内容

主任児童委員は毎月、小・中学校、認定こども園を訪問しています。はじめは、守秘義務があるということで学校から情報を教えていただけなかったり、児童委員活動のねらいや内容が正しく理解されず、なかなか受け入れてもらえませんでした。学校と地域の壁がこれほどまで高いものだとは思いませんでした。また、児童委員としての活動を理解いただくには時間がかかることも痛感しました。

主任児童委員として学校を訪問する際はさまざまな不安が頭をよぎります。学校の先生にも理解を深めてもらうために、年度初めは会長も一緒に学校訪問することにしています。何か問題があれば地区担当の児童委員も同行することにしています。

主任児童委員は、学校での子どもたちの様子を聞き出すために、訪問時に学校で聞いたことを地区担当の児童委員に伝えます。地区担当の児童委員は地域でのその子どもや家庭の様子、家族関係・近所づきあいなどを主任児童委員に報告します。翌月の学校訪問では、各地区担当の児童委員からの報告を学校にも伝えるようにしました。また、定例会で行われる児童委員の地域での活動報告のなかに、子どもの登下校時の微笑ましいこと、気になる子どものことなどを盛り込み、その内容を学校にも伝えるようにしました。

こうして、こちらから積極的に地域の情報を学校側に提供していると、校長先生も少しずつ心を開いてくださり、徐々に学校で気になる子どもの実情を話してくださるようになりました。毎日街頭に立ち見守りをしたり、月1回は学校近くであいさつしたりする姿を見てくださる先生たちに少しずつ児童委員の活動を理解してもらえるようになりました。こうした取り組みを繰り返した結果、学校と情報のキャッチボールができるようになり、学校との協力関係が構築できるようになったのです。

取り組みの効果

ある朝のあいさつ、声かけのとき、中学校の校長先生から「3年生の生徒について、命に関わる問題が起きている恐れがあるので児童委員の方の力を借りたい」との協力依頼がありました。学校から生徒の問題に関する依頼があることは珍しく、驚きました。地区担当の児童委員と主任児童委員と一緒に中学校を訪ねると、ある女子生徒が早朝に母親に無理矢理起こされ家事を強いられていたり、暴力を受けていたりしているとのことでした。担当の児童委員からは、把握している家族の状況を先生に伝えました。生徒は担任やスクールカウンセラーに自分の家の状況を話していたとのこと。母親とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの面談も行われていました。

その後、児童委員は、学校からの相談を行政に報告し今後の支援について相談しました。「要保護児童対策地域協議会」も開催され、主任児童委員が出席し、生徒の高校への進学や、中学校卒業後を見据え、行政と情報を共有していくことになりました。

最近では学校やスクールソーシャルワーカーと一緒に不登校児童の家庭を行政につなぎ、これからの対応と対策を三者が支援していく体制ができあがってきました。地域をよく知る児童委員が学校と行政のつなぎ役になる大切な役割だということを強く感じます。

今後の展望

問題を抱えた子どもたち・家庭が増えています。朝の見守りあいさつをとおして、地域の子供たちと顔見知りになり、「身近なおとな」となれる関係づくり、保護者の方には「子育て応援団」「相談相手」として身近な存在になっていくことが児童委員としての目標です。

主任児童委員と児童委員が学校と行政と地域をつなぐ役目を果たせたらと思いつつも、今後も活動を続けていきます。

事例

4

熊本市

「春日校区歩く子ども 110 番」 ～今日も子どもたちと歩いています～

方策にて
該当する
重点項目

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

1. 地域について

熊本市西区

熊本市西区春日校区
民生委員児童委員協議会

地域
概況

熊本市西区の状況(令和4年4月1日時点)

人口(世帯数).....	90,124人(43,798世帯)
生活保護受給世帯数.....	1,768世帯
高齢者数.....	28,111人
児童数(15歳未満).....	10,996人

春日校区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	11人(20人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	2人(2人)

地域の特徴

東側を南北に九州新幹線・JR鹿児島本線が通っており、熊本市の陸の玄関熊本駅を擁している。近年、駅ビル開業や周辺再開発による人口増加で新しい街になった一方、町内自治会が解散、休会したところもあるなど地域力の低下が問題となっている。

県警による防犯カメラ設置も急がれており、民児協としても関係者とともに安全・安心なまちづくりをめざしている。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

不審者事案や通学路の危険箇所が増加するなど子どもを取り巻く環境はより厳しくなっており、他校区に比べ要介護認定を受ける高齢者の割合も多いことから、このような地域の特徴をふまえ“高齢者の力を校区の安全・安心へ”を理念に「春日校区歩く子ども 110 番」が平成 29 (2017) 年にスタートしました。

また最近では、コロナ禍による高齢者の健康への影響も大変懸念されており、外出して歩いて活動する本事業の効果も期待されています。

取り組みの内容

「春日校区歩く子ども 110 番」は、現在、メンバー 76 名で、うち 64 名が 65 歳以上です。合言葉を「無理せず、出来るしこ*」に、下校時の見守りパトロールを行っています。具体的には小学 1 年生の下校時間にあわせてメンバーは腕章を身につけ、学校、通学路、メンバー自宅前から声をかけたり、散歩の時間とコースをあわせて見守るなど、おのおのの体力や事情にあわせて形態はさまざまです。

活動当初から心がけていることは、子どもたちが交通ルールを守りながらみんなで楽しく安全に帰ることです。毎年、入学式翌日に行われる新入生交通安全教室に参加し、子どもたちと“お知り合い”になることから始まり、できるだけ子どもが1人にならないように、時には自宅まで同行することもあります。雨の日には親の車で、お迎えのない子どもが寂しい思いをしないように特別に声をかけます。短時間の会話ですが、時に聞き捨てならない、大人がドキッとする言葉や気になる言葉を聞くことがあり、その場合は必要に応じて、学校や専門職に連絡、相談します。

*出来るしこ（熊本弁）：出来るだけ

取り組みの効果

取り組んでみて良かったことは、毎日学校へ行くことで先生や上級生の子どもたちとも顔見知りになり気軽に話ができる関係になったことです。その結果、主任児童委員を窓口として1年生の総合学習、生活科の授業では「ありがとうの会」「昔遊び（お手玉、折り紙、コマ回しなど）」の地域の先生役になり、後日、成果発表の会にも招待され子どもたちの成長を見てみんなと笑顔いっぱい時間を過ごすことができました。

また、学校からは「地域の方に見守っていただいていることを子どもたちが直に感じる事が一番ありがたいです。地域の温かい目が子どもたちを育てていることを感じます」との言葉をいただき、日々の積み重ねが大事だと感じています。

子どもの成長には目を見張るものがあります。毎年子どもたちからもらうお礼状にはたくさんの感謝や前向きな言葉が書かれていて頼もしく感じるとともに、活動を継続するなかで成長した子どもたちが下級生を連れて登下校する姿を見ることがわれわれの喜びとなっています。

さらに、コロナ禍で3年間中止している「赤ちゃん訪問（熊本市こんにちは赤ちゃん事業）」の新しい活動を考え、主任児童委員を中心に春日校区民児協が独自に「五分間、玄関前赤ちゃん訪問」を始めました。しかし、実際には出生情報を行政から得ることが難しく、課題となっていました。そのような時に「春日校区歩く子ども 110 番」活動中に、保護者からの情報を得ることができ、2つの活動がつながり実を結ぶ嬉しい瞬間となります。

今後の展望

子どもたちのなかには学校・家庭・地域で見せる顔が異なり戸惑う時もありますが、毎日のように顔をあわせることで、それぞれの場所での子どもの頑張りがよく分かるようになりました。親でもない、先生でもない、「地域のおとな」として子どもたちと話しながら十数分間過ごしています。昔であれば隣近所のおとなが果たしていた役割でしょうか。子どもたちが民児協メンバーを身近なおとなとして、学校と家庭の狭い生活環境だけでなく社会という環境の一端として感じてくれると幸いです。

当初、私たちが想定していた子どもの「安全」を越え、さまざまな意味をもった「春日校区歩く子ども 110 番」活動です。メンバー集めは校区広報紙での募集とお誘いですが、今後は新しく建ったマンションなどの住人の方がたと、もっとつながっていければと考えています。「高齢者が子どもを見守り、子どもたちが高齢者を見守る 順繰り、順繰りお互い様！」そのような優しい目をもつ春日校区がわれわれの最終目標です。



春日校区歩く子ども 110 番の様子

事例

5

高知県

小学校を拠点にスタートした子ども食堂「ぬのしだランチ」の取り組み

方策にて該当する重点項目

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

1. 地域について

高知県高知市

高知市布師田地区
民生委員児童委員協議会

地域概況

高知市布師田地区の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数).....	1,410人(688世帯)
生活保護受給世帯数.....	5世帯*令和4年11月30日時点
高齢者数.....	495人
児童数(15歳未満).....	157人

高知市布師田地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	6人(6人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	1人(1人)

地域の特徴

高知市の東端、高知城からおよそ8kmの場所に位置する。北部がみどり豊かで生態系が良好な山地となっている。江戸時代の参勤交代時に藩主が休憩する布師田御殿が置かれ、宿場として栄えた。

平成25(2013)年には、地区の中央を横断する国道195号(あけぼの街道)が開通している。市街化調整区域のため、新規住宅の建設が規制され、少子高齢化が進んでおり、さまざまな分野で担い手不足が生じていることが課題であり、民生委員・児童委員(以下、児童委員)の活動における課題ともなっている。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

地区内には、食べることに困窮している家庭はないだろうと思っていました。しかし、「子ども食堂」についていろいろと勉強するうちに、「もしかしたら自分たちには見えていないだけで、本当は声を上げることを躊躇している家庭もあるかもしれない」と思い始めました。

これが、平成29(2017)年10月からのオープンをめざして、子ども食堂「ぬのしだランチ IN ふれセン」の準備を始めたきっかけです。

取り組みの内容

子ども食堂とは言っても、実際は食べることを面倒に思っている高齢者も含め、多世代の住民がひと月に一回でもみんなと一緒に昼食をとる場の提供を目的にした「地域食堂」をめざしていました。

そのようななか、「長い夏休み中の子どもたちはお昼ご飯をどうしているのか？」との疑問が生じてきました。「それであれば、練習も兼ねて夏休み後半の何日か小学校で『子ども食堂』をしよう！」と勢いに任せ、さっそく小学校の校長に掛け合いました。

後日聞いたところによると、このとき職員会議のなかでは、「学校ではなく、他でやってもらえないか」との意見も出たようです。また、PTA へのアンケートも行ったのですが、その回答のなかには、子ども食堂を始めたら、「結局、PTA も手伝わされることになるのではないか」と懸念する声もありました。

しかし、われわれの提案に前向きで理解のある校長に最終的にゴーサインを出していただき、スタッフは地域のボランティアを募り、平成 29（2017）年 8 月 21 日から 9 日間、小学校の家庭科室で子ども食堂を始めました。

取り組みの効果

それまでは子どもたちと話すこともなかったスタッフが、一緒にいろいろな話をし、笑い合いながらのお昼ごはんは、双方にとってもいい機会になったと思います。

2年めからは、小学校の給食の調理員からメニュー提案をいただいたほか、小学校の子どもから同じ学校のなかで、お昼ご飯を食べていない子どもの情報を得て、その子どもたちに手料理を味わってもらうことができました。こうして、自分たちの取り組みがいろいろな関係者を巻き込んで活動が広がっていったことは、大きな成果だったと思います。

3年めには、最後の3日間で子どもたちと班をつくり、一緒に調理もしました。最終日には、子どもたちの夏休みの宿題を見もらうために、元小学校の教員 2 人にも来てもらい、一緒ににぎやかな時間を過ごすことができました。

時間をかけて取り組みの成果を出してきたことで、小学校の教員や PTA などの学校関係者の方がたからも子ども食堂の活動に一定の理解と協力を得られるようになりました。

その後も毎年、夏休みに子ども食堂を開催していましたが、令和 2（2020）年からは、新型コロナウイルス感染症対策のため、お弁当のテイクアウト形式に変更し、会場もより広い布師田ふれあいセンターに移しました。参集しての活動に制限がかかり、テイクアウト形式になったのですが、そのことを逆手にとって、いままで関係をもっていなかった方とのつながりができるようになりました。具体的には、お弁当形式になったことから、「子どもたちの分だけではなく、おじいちゃん、おばあちゃんの分もいっしょに欲しい」という声があがり、調理するお弁当の数が大幅に増えたのです。おじいちゃんの車で一緒にお弁当を受け取りに来る子どもたちの笑顔が私たちのやる気の源となっています。

今後の展望

「子ども食堂をやろう！」と声を上げた児童委員やスタッフのみんなも、思いは一緒。今後、新型コロナウイルス感染症が終息することを念頭に、当初のねらいであった多世代交流の昼食の場としての「地域食堂」を展開していけるよう、これからも子どもたちを見守り、元気で安心できる場を提供し続けていきたいと思っています。



夏休みの学校の教室を使った子ども食堂の様子

事例

6

北海道

みんなで乗り越えた！「あそびの広場」 ～コロナ禍での活動を継続するために～

方策にて
該当する
重点項目

- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

1. 地域について

北海道江別市

江別市野幌南地区
民生委員児童委員協議会

地域
概況

江別市の状況(令和4年4月1日時点)

人口(世帯数).....	119,136人(58,912世帯)
生活保護受給世帯数.....	1,201世帯
高齢者数.....	37,695人
児童数(15歳未満).....	13,589人

野幌南地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	38人(39人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	2人(2人)

地域の特徴

江別市は世界有数の平地原生林が残る「道立自然公園野幌森林公園」をはじめとする多くの公園や、一級河川「石狩川」といった豊かな自然環境が広がり、豊かな自然環境に恵まれた地域である。

道内7番目の人口を抱える江別市は、快適で便利な街並み、緑あふれる自然豊かな環境の両方を兼ね備えているので、子育てもしやすい環境にある。一方で、とくに就学前の子どもと家族が交流する機会が少ないことへの課題意識があり、民児協として、できることを模索しながら取り組みを展開している。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

江別市野幌南地区民生委員児童委員協議会（以下、当地区民児協）が子育てサロン「あそびの広場」（以下、あそびの広場）を立ち上げたのは、平成19（2007）年になります。

当時、江別市は、就学前の子どもとその家族を対象とした居場所が少ないという課題があり、民生委員・児童委員（以下、児童委員）、主任児童委員として何かできないかと考え、主任児童委員1人と児童委員2人の合計3人でスタートしたのがきっかけです。

取り組みの内容

現在、スタッフは5人になり、市内の自治会館の一室を借りて月に2回開催しています。あそびの広場では、子どもたちの遊びの場、母親たちの交流の場を提供しています。

具体的な活動としては、主任児童委員、児童委員は子どもたちと遊んだり、他愛もない話をしたり、悩みをもった母親には、子育ての先輩としてアドバイスをしたりしています。

また、月に一度、江別市の子育て支援課の職員が来て相談に乗ってくれます。生死にかかわることや子どもの進路に関する母親からの相談は、江別市の子育て支援課の職員についています。その他にも地域の専門職と連携を取っていることで、適切な支援機関や、サービスにつなげやすくなっていると感じます。

あそびの広場は、活動を開始してから15年間一度も中止することなく活動を続けてきたことで、少しは地域の役に立っていると自負しています。しかし、15年続いているあそびの広場に活動継続のピンチが訪れます。新型コロナウイルス感染症の流行です。

新型コロナウイルスが流行し始めた頃、感染拡大の防止が命題となるなか、あそびの広場の取り組みをどうするのかについて、スタッフと入念に話し合いを重ねました。一番に考えたのは、いつもあそびの広場に来てくれる母親とその子どもたちのことです。あそびの広場に参加している母親たちは実家が遠方にある、友達が少ない、江別に引っ越してきたばかりなどさまざまな事情や理由があってあそびの広場に来てくれます。そういった母親とその子どもたちの居場所を減らしてはいけないと考え、対策を取りながら活動の継続を決意しました。

具体的にはサロン活動で使用するおもちゃの消毒の徹底、スタッフ及び参加者のマスク着用の必須化、来所時の検温、換気、感染者発生に備えての連絡先の記入の5つを主に行いました。これらは、何か特別な感染対策を行っているというわけではありませんが、「当たり前」の感染対策をスタッフと参加する親子みんなで、強く意識し、徹底することはできたかと振り返っています。結果的に、あそびの広場を休止することなく、コロナ禍ピークから今まで何事もなく活動を継続することができました。

取り組みの効果

コロナ禍以前から、子育て世帯の交流の場、情報交換の場としてあそびの広場があることが当たり前になっていましたが、設立当初と比べるとさまざまな変化が occurred。

たとえば、設立当時は、月に1回の開催でしたが、参加者からの多くの要望があり、月2回の開催になりました。また、同じ自治会の高齢者から「高齢者にもあそびの広場のような居場所を作ってほしい」と要望があり、江別市社協と協力して高齢者向けのサロンも立ち上げました。安心できる地域の居場所づくりは子育て世帯だけの課題ではないと実感しました。

コロナ禍でも活動を継続したことで、あそびの広場に参加している母親からは感謝や温かい言葉をいただきました。人との距離は離れても、心の距離は離してはいけないのだと考えさせられました。

今後の展望

あそびの広場開設当時と比べると、少子化、保育の無償化などに伴い利用者は減少傾向にあります。しかし、誰かがあそびの広場を必要としてくれる限り、状況に応じた感染対策等もふまえて、あそびの広場を出来るだけ継続したいと思っています。

また、子育てサロンと高齢者向けのサロンの活動における気づきやノウハウを蓄積し、お互いの活動にいかしていければと考えています。



あそびの広場の様子

事例

7

浜松市

学習支援事業「寺子屋しんづ」の取り組み

方策にて
該当する
重点項目

重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

1. 地域について

浜松市南区

浜松市南区新津地区
民生委員児童委員協議会

地域
概況

浜松市南区の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数).....	101,697人(44,755世帯)
生活保護受給世帯数.....	766世帯
高齢者数.....	28,111人
児童数(15歳未満).....	12,412人

新津地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	20人(20人)
うち主任児童委員現員数(定数).....	2人(2人)

地域の特徴

浜松市南区は市の南部に位置し、遠州灘を臨み、田畑が広がるのどかな地域である。

特色として、福祉施設が乳幼児、児童、高齢者、障がい者と幅広くある。民生委員・児童委員（以下、児童委員）は、各施設との顔の見える関係づくりを大切に活動している。また、南区の児童委員の構成としては、男性委員が50人、女性委員が101人と女性委員が多いのが特徴。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

子どもの貧困が社会問題化するなか、負の連鎖に苦しむ親子が増えているという現状の研修を受け、私たち児童委員が地域の子どもたちの「身近なおじさん・おばさん」になり、子どもたちが地域の人とふれあう場として、学習の機会を設け、勉強意欲の向上に少しでも貢献できたらという思いから、新津地区民児協における学習支援を事業化し、「寺子屋しんづ」と名付けました。これは、平成 27、28（2015、2016）年度「全国民生委員互助共励事業 民児協活動振興事業助成金」を活用し、浜松市社会福祉協議会、小学校、スクールソーシャルワーカーと連携して、新津地区民児協にて事業化したものです。

令和 2（2020）年度からは、社会福祉法人ほなみ会が実施主体となり、浜松市学習支援事業を受託し、新津地区民児協は事業協力の立場となり現在に至っています。

取り組みの内容

学習支援事業「寺子屋しんづ」の対象者は、経済的な理由や家庭環境により学習支援を必要とする原則小学4年生から中学3年生までの児童・生徒となっており、令和4（2022）年12月現在で登録人数は19人となっています。

学習支援の会場は、社会福祉法人ほなみ会の施設を使用して、毎週土曜日の午後1時30分から午後3時30分の2時間となっており、利用料は無料です。

子どもへの学習支援を行う学習支援員は、教員OB・OG、大学生、高校生、そして、児童委員および主任児童委員です。

浜松市全体では、学習支援事業「はままつ子どもの学習教室」の名前で、市内26か所の会場で実施されています。学習支援事業は、地域で子どもを支える体制づくりの一環として、地域の支援団体と協力して、教科書の予習・復習や宿題など学習でわからないところを学習支援ボランティアが寄り添い、学習をサポートします。

学習の機会確保と支援そのものは、教員関係者や学生が中心に担っています。一方、児童委員が関わるのは、この事業を通じて、子どもの貧困という地域課題にいかにか早く気づき、必要に応じて行政等の関係機関につなぐ役割を果たせるかという点にあります。

その際、担当地区の児童委員と学校等の外部支援機関との連携・協力については、主任児童委員の役割と働きかけが重要になります。

取り組みの効果

学習支援の場は、「学習」にとどまらず、子どもたちにとって、さまざまな出会いや安心感を伴う居場所であり、信頼感や希望などが育まれています。

また、支援者側の高校生や大学生にとってもメリットや意義があり、活動を通じてやりがいや地域貢献の意識など、彼らの考え方や将来の方向性を構築できる機会にもなり得ています。

児童委員という立場からは、地域の子どもたちとの直接的な出会いは、とても貴重な機会となっており、自分たちの活動における財産となり、同時に心豊かになれる機会であると実感しています。

今後の展望

本事業をはじめから、学習支援事業「寺子屋しんづ」へ入ってくる子どもたちの「笑顔」が私たちの活力となっています。そして、「地域の子は地域で見守る、育てる」を実践するうえで、関係者による連携強化を痛感するとともに、「寺子屋しんづ」が地域の社会資源としてこれからも長く事業継続できるようにと願い、活動の充実強化をはかっています。

最後に、「寺子屋しんづ」で過ごした時間が子どもたちの記憶のなかに少しでも残り、成長していってくれたら大変うれしい限りです。



会場の入り口に掲示している「寺子屋しんづ」の看板

事例

8

京都府

いきいきふれあいキャンプの取り組み ～父子家庭のふれあいの場づくりのお手伝い～

方策にて
該当する
重点項目

- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

1. 地域について

京都府

京都府民生児童委員協議会

地域
概況

京都市をのぞく京都府の状況(令和4年度版「統計でみる府民の暮らし」(京都府企画統計課)参照)

人口(世帯数).....	1,107,402人(462,587世帯)
生活保護受給世帯数.....	9,895世帯
高齢者数.....	343,073人
児童数(15歳未満).....	140,789人

京都府民生児童委員協議会民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

総定数.....	2,870人(うち、主任児童委員250人)
総数.....	2,814人(うち、主任児童委員244人)
市町村数.....	25市町村
単位民児協数.....	112単位民児協
福祉票父子世帯数(令和3年10月1日現在).....	387世帯

京都府における父子家庭世帯の状況

「京都府母子・父子世帯実態調査(令和3年度)*」によると、父子家庭では子どもが日常的に家事を行っている世帯が42.7%にのぼっていることや、最近では、コロナ禍の中、父子家庭の半数近くで収入が減少してレジャーに行く頻度が減ったりしていることなどがわかった。京都府内では、厳しい家庭環境に置かれている父子家庭も多いという現状がある。

*京都府から京都府民生児童委員協議会が委託を受け、委員が母子・父子世帯を訪問し実施した調査

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

父子家庭の父親の多くは仕事などで忙しく、親子で遊びに行ったり、ふれあったりする機会も少なかったりします。

そうした家庭にも常々接している民生児童委員(以下、児童委員)として、何かお手伝いできないかということで、平成4(1992)年度にこの父子家庭「いきいきふれあいキャンプ」がスタートしました。

学校が休みの間で、父親も仕事が休める方が多い土曜日、日曜日の1泊2日で、普段あまりできない親子のふれあいと、父子家庭という同じ環境の参加者によるさまざまな苦勞や悩み、育児の工夫などを共有する機会を設けて、明日からの糧にいただければと

いう取り組みです。

この間、府内一円で父子（福祉）会の立ち上げなども手伝いながら、父子（福祉）会からのご意見もしっかりと取り入れてきています。

この30数年間で、台風に見舞われた2回と、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大により中止に追い込まれた昨（2021）年度のキャンプをのぞき、実に27回の実績を重ね今に至っています。

夏休み中のキャンプが中心となりますので、自然の豊かな日本海に面した北部地域での開催が多いですが、自然が残る中部地域や人口と対象世帯数が多い南部地域など京都府内一円において、それぞれの地域の民生児童委員協議会（連盟）による全面的なバックアップの下で開催してきています。

取り組みの内容

児童委員による手作りですので、手探り、試行錯誤の連続です。

開催地や内容の企画、参加者募集、本番の具体的な役割と段取り調整など、前年度から半年以上かけてしっかりと準備しています。

また、本番では、通常100人を超える児童委員の協力を得て、事故があってはならないとの緊張感をもちながら、テント設営、バーベキューや星空の下でのキャンプファイアー、各種のゲームなどに汗を流し、子どもたちが就寝したところに、父親同士で夜遅くまで各自の苦労話や頑張ってきたこと、困ったことなどを話しあい、それらを参加者が共有してつながりを深めています。

例えば、令和4（2022）年度のキャンプは、コロナ禍で参加者は減りましたが、18歳未満の子どもがいる父子家庭、子どもが成人しボランティアとして参加した父子家庭、児童委員、父子（福祉）会、地元自治体関係者など、総勢79人が参加しました。

コロナ禍で、開催が危ぶまれましたが、マスク着用、手指消毒、体調チェックシートによる自己チェックなど、最大限の感染対策を講じて開催しました。

取り組みの効果

初対面だった子どもたち同士がすぐに兄弟のように仲良くなり、年長の子どもが年少の子どもへの面倒を見て楽しく過ごしている姿が見られるとともに、地域を越えたお父さん方の大変意義深い交流の機会になりました。

また、児童委員も、子どもたちの喜ぶ姿と、それを見守る父親たちの笑顔に癒されながら、やりがいにつながってもらっています。

今後の展望

この取り組みをより良いものにしていきたいという思いで、毎回、ご参加いただいた父子の皆さんに、アンケートと感想文の提出をお願いしています。アンケートでは、皆さん大変満足しておられ、絶やさずぜひ続けていってほしいといった意見が大半を占めています。また、子どもたちの感想文においても、楽しさがあふれ、また参加したいといったものばかりです。

父子家庭の皆さんのあふれる笑顔と貴重な交流を目の当たりにして、これからも父子福祉の向上の一翼として続けていければと考えています。



参加者全員で集合写真



浜辺でのレクリエーション
（スイカ割り）

事例

9

和歌山県

地域を知り、 地域を愛する子どもを育む

方策にて
該当する
重点項目

重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

1. 地域について

和歌山県和歌山市

和歌山市中之島地区
民生委員・児童委員協議会

地域
概況

和歌山市の状況(令和4年4月1日現在)

人口(世帯数).....	360,844人(175,821世帯)
生活保護受給世帯.....	7,378世帯
高齢者数.....	111,439人
児童数(15歳未満).....	42,340人*令和2年10月1日 現在

和歌山市の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日現在)

民生委員・児童委員現員数(定数).....	697人(731人)
うち主任児童員現員数(定数).....	81人(82人)

地域の特徴

和歌山市中心部に位置する当中之島地区は古くから交通の要衝として栄え、旧和歌山駅(現在の紀和駅)や紀伊中ノ島駅を中心に活況を呈したが、都市計画及び人口減少等の影響により児童数も極端な減少傾向にある。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

われわれ中之島民生委員・児童委員は地域を担う次世代に整然と時代をバトナタッチする責任の上に立ち、笑顔と活気溢れる安全で安心できる街づくりをめざし地域の児童たちと交流を深める活動に取り組んでいます。

令和3(2021)年度は中之島小学校の児童と一緒に楽しくさまざまな事業を実施しました。



2021年度実施事業の概要

- A) 地域における交流事業
- B) 子どもふれあい教育事業
- C) 児童の見守り事業

- (1)事業名称 『だいすき! 中之島21』
- (2)実施日 令和3年7月~令和4年3月
- (3)実施場所 中之島小学校・中之島地区内
- (4)対象 中之島小学校児童



「だいすき!中之島21」

まち 中之島を **知る**

発見!なかのしま

(地域における交流事業①)

自分たちの生まれ育ったまちを知るために、中之島地区内の古跡や珍しい場所を小学生と一緒に廻って調査しました。



輝くまち 中之島づくり

花いっぱい!なかのしま

(地域における交流事業②)

美しいまち、輝くまちづくりを目指して、小学生と一緒に花の育て方から学び、春の卒業式に合わせて花づくりを行いました。



まち 中之島を **継**ぐ

なかのしま茶道教室

(子どもふれあい教育事業)

失われつつある美しい日本の伝統文化の茶道に小学生と一緒に触れ、実際に体験することにより作法や礼儀を学びました。



まち 中之島を **守**る

なかのしまこども見守り隊21

(児童の見守り事業)

下校時の安全確保のため、通学路における見守り及びあいさつの実施を行い、顔見知りとなることで仲良くふれあうようになりました。



取り組みの効果と 今後の展望

「自分の住んでいる街を知り・愛する」をテーマに子どもたちと一緒に中之島の魅力を探しました。参加した子どもたちは、普段生活するなかで気に留めていなかった場所や文化、課題等にふれることで新たな発見や気づきとともに、心身の豊かな成長につながっているのではないかと思います。

子どもたちが地域への愛着を深めながら、住み慣れたこの地域でのびのびと育っていけるように、学校や地域住民の協力を得て活動を継続することが重要と考えます。

事例

10

茨城県

2地区合同で実施する主任児童委員の定例会の開催による委員活動の連携強化

方策にて該当する重点項目

重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

1. 地域について

茨城県坂東市

坂東市連合民生委員児童委員協議会
坂東市岩井地区民生委員児童委員協議会
坂東市猿島地区民生委員児童委員協議会

地域概況

坂東市の状況(令和4年4月1日時点)

人口(世帯数)…………… 52,647人(20,818世帯)
生活保護受給世帯数…………… 335世帯
高齢者数…………… 16,027人
児童数(15歳未満)…………… 5,709人

岩井地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日時点)

民生委員・児童委員現員数(定数)…………… 66人(66人)
うち主任児童委員現員数(定数)…………… 3人(3人)

猿島地区の民生委員・児童委員の状況(令和4年4月1日時点)

民生委員・児童委員現員数(定数)…………… 23人(23人)
うち主任児童委員現員数(定数)…………… 2人(2人)

地域の特徴

坂東市は、茨城県の南西部、都心から50km圏内に位置し、中心部は猿島台地と呼ばれる平坦な台地で田畑が広がっており、利根川をはさんで千葉県野田市と接している。市の総面積は123.03km²となっており、その約半分を農地が占めている。

近年は、核家族や単身世帯・高齢者のみ世帯が増加しており、民生委員が実施するひとり暮らし高齢者の見守り件数も増加傾向にある。その反面、児童に関する年間の相談件数は相談件数全体の10%程度となっており、民生委員・児童委員(以下、児童委員)として地域とどう関わっていくかが課題となっている。

2. 取り組みについて

取り組みの
きっかけ、経緯

以前より、当市では、年間の相談支援件数のうち、児童に関する相談は約1割程度となっており、民児協として児童との関わりを強化していく必要があると感じていました。

主任児童委員で会議を行ったところ、「民児協の体制として主任児童委員と児童委員の位置づけ・役割を明確にする必要がある」「支援を必要としている児童やその家族をどう把握するか」「対象児童等を発見した場合に関係機関である学校等とどのように関わって

いくか」などさまざまな意見が出ました。しかし、まずは主任児童委員が、その役割について正しく理解することや委員同士の連携体制を構築していくことが重要ということになり、令和3（2021）年度より民児協の定例会とは別に岩井地区と猿島地区の2地区合同で主任児童委員のみの定例会（主任児童委員会）を実施することになりました。

取り組みの内容

主任児童委員の負担軽減のため、基本的には毎月実施される2地区の単位民児協の定例会終了後に、主任児童委員会を実施しています。

委員会では、活動報告や情報交換、日ごろ活動するなかで課題と感じている事項等についてどう解決していくかの検討を行うほか、児童福祉担当課の職員や家庭相談員に出席していただき要保護児童等に関する情報の共有や対応方法等についての相談などを行っています。

また、主任児童委員会とは別になりますが、児童委員と主任児童委員の連携強化や情報交換を行うため、定例会以外に児童委員が年1回実施している小規模（小学校単位）での地区懇談会へ主任児童委員が参加しています。

取り組みの効果

主任児童委員会を通じ、各委員が自身の活動で感じた課題や経験を共有することで、主任児童委員として必要な知識の向上や委員相互の連携強化、課題解決に向けた話し合いを進めることができました。

また、家庭相談員等にも委員会に出席していただくことで、対象児童との関わり方（役割分担や対応方法）について確認することができるようになりました。家庭相談員や児童福祉担当職員と定期的に情報交換を行うことで、徐々にではありますが連携体制の強化も進んでいると感じています。

今後の展望

当市では、まだまだ地域住民や関係機関における児童委員や主任児童委員への理解などが十分でないため、児童委員や主任児童委員についての周知を積極的に行う必要があります。まずは、児童に関わりのある学校の教職員や保護者などに対し、制度について正しく理解していただく必要があると考え、市内小中学校の全児童を対象にPRチラシの配布を行うことにしました。チラシの配布以外でもホームページでの周知やPR活動を積極的に進め、少しでも児童委員、主任児童委員について市民の方に知ってもらえるよう活動を進めていきたいと思っています。

また、主任児童委員会を実施することで、委員相互の連携体制の構築や情報共有は以前に比べ徐々に進んできているので、今後は、単なる話し合いの場としての委員会ではなく、知識の向上や技能を取得するための場として、先進地視察や外部講師による勉強会の実施についても検討していきたいと考えています。



坂東市子どもフェスティバル

Ⅲ 資料編

1 | 児童福祉法（抜粋）

昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号
（以下は、令和 4 年 4 月 1 日現在の条文）

第 5 節 児童委員 （児童委員）

第 16 条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第 5 条の規定による推薦によつて行う。

（児童委員の職務）

第 17 条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

3 前項の規定は、主任児童委員が第 1 項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

（市町村長と児童委員との関係）

第 18 条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

（研修）

第 18 条の 2 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

（命令への委任）

第 18 条の 3 この法律で定めるものの外、児童福祉司の任用変級その他児童福祉司及び児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

〈令和 5 年 4 月 1 日より追加となる条文〉

第 18 条の 2 の 2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 | 児童委員の活動要領

平成16年11月8日改正
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

第1 ◆児童委員の任務と心構え

①児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

②児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 ◆児童委員の活動

①実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票（略）を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

②相談・支援

担当地域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

③児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。

②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。

③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。

②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行

い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

④児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力をしながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

⑤意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と見料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

⑥ 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 ◆主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

① 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活

動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

② 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力することであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

③ 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 ◆児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

3 | 児童委員、主任児童委員の活動の推進について

(雇児総発第 0329 第 5 号 平成 29 年 3 月 29 日付
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

児童委員、主任児童委員の活動については、かねてより、平成 16 年 11 月 8 日付け雇児発第 110800 号 1 雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」(以下「平成 16 年通知」という。)、平成 13 年 11 月 30 日付け雇児発第 762 号・社援発第 2115 号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」等でお示ししているところである。

今般、別添 1 (略) のとおり、地方分権改革に係る「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)において、児童委員・民生委員の職務について、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことが可能であること、主任児童委員等の制度の活用方法について、地方公共団体に通知することとされていること等を受け、下記のとおり通知するので、その周知方につき格段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

1. 児童委員は、民生委員との兼任のもと、担当する区域について、民生委員としての職務に加え、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 17 条により規定された職務を行っているところである。これについては、民生委員又は児童委員の職務のいずれかに重点を置く形で活動を行うことは運用上禁止されていないほか、

地域における各委員の負担が平準になるように努めつつ、児童委員に委嘱された者の中で、児童福祉関係や教員等の経験を有する者や、児童等の関係する問題に積極的に取り組みたい者等が、自らが担当する区域以外の区域において、その区域を担当する児童委員や主任児童委員と連携して児童委員としての職務の一部を行うことも、運用上可能であり、児童委員の積極的な活用を検討する際の参考にされたいこと。

2. 主任児童委員は、平成 16 年通知第三において、「児童福祉に関する事項を専門的に担当するもの」としての活動を実施することに伴い、民生委員としての活動のうち、行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とされているほか、児童委員としても、原則として区域を直接担当しない取扱いである旨をお示ししている。これについては、主任児童委員が、区域を担当することを禁じる趣旨ではなく、児童委員と連携しながら、主任児童委員として児童の問題に関し一定の区域を担当し、各種の事案に対応することも可能であり、主任児童委員を活用した児童の問題に機動的に対応する体制を検討する際の参考にされたいこと。

3. それぞれの児童委員、主任児童委員が、委員としての活動を円滑に行えるようにするため、各自治体において、児童委員、主任児童委員に対する研修の機会を十分に行い、特に今般の改選により新たに児童委員、主任児童委員に委嘱された者の資質の向上に努めること。

4. (略)

4 | 全民児連『民生委員制度創設100周年活動強化方策』の概要

平成 29 年 8 月 全国民生委員児童委員連合会

平成 29 (2017) 年に策定した『民生委員制度創設 100 周年活動強化方策』は、①この 100 年間の活動の総括、②民生委員・児童委員制度の現状と課題、③社会福祉の動向、の整理のうえにたつて、④今後の活動の重点、を示している。

方策の取り組み期間は、次期方策策定までの向こう 10 年を基本としているが、内容的にはより長期的な視点から取りまとめている。

1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

● これからの活動に期待されるもの

- ① 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
- ② 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
- ③ 児童委員であることを意識した活動
- ④ 多様な関係者をつなぐ「結節点(ハブ)」となること
- ⑤ 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
- ⑥ 地域づくりの担い手となること

● 民生委員・児童委員は専門職ではなく、行政や専門機関等への「つなぎ役」であることをあらためて意識することが大切。

重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行う。

重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

5 | 全民児連『地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究報告書』における 10 の提言

令和 2 年 3 月 全国民生委員児童委員連合会

全民児連では、令和元 (2019) 年度に民生委員・児童委員、主任児童委員に期待される役割と委員活動が円滑にすすむための環境整備の検証、及び地域住民・関係機関への周知を図ることを目的に、(1) 児童委員活動等の状況に関するアンケート調査、(2) 児童委員活動等の状況に関するヒアリング調査、(3) 児童委員活動等に関する実践事例集作成を行った。

この調査研究をとおして、今後の民生委員・児童委員、主任児童委員活動の環境整備と充実・強化を図るために必要な視点としてまとめた『10 の提言』は以下の通り。

《10 の提言》

①民児協会長を中心とした組織的な活動であること

児童委員活動の推進のためには、民児協内に児童福祉に関する部会が設置されていることや定例会で主任児童委員活動の報告の場があるなど、民児協内で子どもや子育て家庭に関する話し合いや情報共有の場があることが重要である。

②多様な関係機関・団体と連携、協働した活動であること

専門知識や問題解決のノウハウなどがある社会福祉法人は、民児協活動の連携・協働のよきパートナー

となるため、積極的に関わるのが大切である。

③参加者のニーズに応じた活動であること

地域の子どもや子育てをめぐる課題を察知し、その解決に向けた取り組みであること。そして、日々変化するニーズの把握に努め、工夫しながら活動を進めることが肝要である。

④PDCAサイクルを活用した活動の振り返りと見直しを行うこと

活動実施・継続に向けては、PDCAサイクルを活用した振り返りを行うことが重要である。参加者やボランティアの声なども参考にしながら、民児協内はもちろんのこと、関係機関・団体など活動に関わった関係者も交えた定期的な話し合いの場を設け、活動の振り返りを行い、必要に応じて見直し、次の活動につなげていく流れをつくるのが大切である。

⑤活動をとおしてやりがいや達成感を感じ、楽しむこと

民生委員・児童委員は、地域で活動しながら、子どもの成長を見守り続けることができる。ひとりで頑張りすぎてしまうと活動は長続きしない。ともに活動する民生委員・児童委員、関係機関・団体やボランティアなど、仲間とともに楽しんで活動することが大切である。

⑥働きながら活動を続けることができるための環境整備を図ること

定年年齢の引き上げなどにより民生委員・児童委員のなりての確保が難しい状況にある。特に主任児童委員は就業や子育て中の委員も多く、定例会や日中の活動、遠方への研修会等への参加に負担を感じている。今後は企業等に対して、誰ひとり残さない持続性ある社会をつくるための一方策となる委員活動への理解を得られるよう働きかけることや、企業の社会貢献活動の一環として民生委員・児童委員に就き、地域共生社会を担う役割を果たすなど検討を要する。

⑦民生委員・児童委員、主任児童委員活動の周知を図ること

民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しやすい環境づくりのためには、地域住民に役割を知ってもらうことが重要である。機会をとらえ継続的にPRすることや、活動をとおして認知度を高める取り組みが求められる。

⑧主任児童委員の活動の質の向上

児童虐待、子どもの貧困、いじめなど、子ども・子育て家庭をめぐる課題が多様化・複雑化しているなか、主任児童委員に期待される役割は大きい。その一方で主任児童委員は子育て中や就業している委員も多く、研修会への参加の負担の声も聞かれる。そこで、いくつかの地域に分けて身近な場所で受講できるようにすることや、DVDなど研修教材の活用、民児協内での事例検討会の実施など、身近な場所で必要な知識や力量を高められる機会の確保など検討も必要である。

⑨活動の継続に向けた運営費、活動拠点などの確保に向けた支援

活動の継続に向けて、民児協内で話し合い必要な支援を行うことや、地域のモデル事業や助成金などの活用に向けて、行政や社会福祉協議会などに相談することも必要である。また、活動拠点として、地域住民が参加しやすい公民館やコミュニティセンターなど地域の公的施設の活用も有用である。

⑩主任児童委員が民児協の中で孤立しないようにしていくこと

民児協会長は主任児童委員が活動上の課題を相談できるよう声をかけたり、学校や社会福祉協議会など地域の関係機関に顔つなぎをしたりすること、主任児童委員の役割の理解を民生委員・児童委員と共有するなど、活動しやすい環境づくりに努めることが大切である。

民生委員児童委員信条

児童憲章

昭和二十六年五月五日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

一、わたしたちは隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます

一、わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたしたちは誠意をこつてあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけられる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童委員、主任児童委員

活動事例集

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL : 03-3581-6747

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

発行 2023 年 3 月

